



平成 26 年 9 月 9 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ

当社は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）より、平成26年9月2日、東京地方裁判所におきまして、株主総会の招集許可申立て（以下「本申立て」という）を受けたことを本日申立書が到着したことにより確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

平成26年7月17日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当該株主より、同月16日付で、①小松裕介氏、浅利睦男氏、高木章氏、山田有宏氏及び山口英子氏の取締役解任の件、②取締役6名（北本幸寛氏、鈴木公一氏、金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏、齋藤正和氏）選任の件を決議の目的とする株主総会の招集請求（以下「本請求」という）を受けております。

また同年7月29日付「株主による当社及び当社取締役に対する職務執行停止・代行者選任の仮処分の申立てに関するお知らせ」、同年8月4日付「株主による株主総会決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」及び同月11日付「株主による仮取締役兼仮代表取締役等選任の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当該株主は、同年6月26日に開催された当社第39期定時株主総会において会社提案原案が可決された決議が不存在であること等を主張しております。

同年7月23日に、当社は、取締役としての忠実義務に違反しないように、また今後の招集手続きに法的瑕疵が生じないように進めるために、当該株主に対して、当該株主が取締役解任の件を決議の目的とする株主総会の招集請求をしているので、当社としては、当社第39期定時株主総会において会社提案原案が承認可決され、上記5名が有効に取締役に選任されたものとして、取締役会に付議することになる旨を伝え、書面にて、この点につき回答を求めました。

これに対して、同年7月28日に、当該株主は、当社に対して、「会社提案が承認可決されたか否かは、客観的に認定されるべきものであって、請求人らが可決・否決を判断すべき事項ではありません。」「会社提案は否決されたものと確信しています。」「会社提案が承認可決されたことを認めることを意味するものではございません。」「本解任議題を撤回するなどの対応を採る可能性がありますことを、ご承知おきください。」「請求人らは、会社提案が否決され、貴社の取締役が選任されなかったため、取締役の欠員が生じており、小松裕介氏、浅利睦男氏、高木章氏、山田有宏氏、橋本俊弘氏及び武田剛氏に、取締役権利義務者ないし代表取締役権利義務者になっているものと理解しております。」と回答をいたしました。

当社は、同年7月22日開催の定時取締役会において本請求の報告を行い、また同年8月1日開

催の臨時取締役会及び同月19日開催の定時取締役会において本請求にかかる審議をしておりますが、①招集請求された臨時株主総会の議題が取締役の解任議案であるにもかかわらず、その取締役就任の前提となる当社第39期定時株主総会において会社提案原案が否決された旨を当該株主が主張しており矛盾点があること、②当該株主自身が議題の撤回の可能性があると述べていることから、当社第39期定時株主総会において会社提案原案が可決された決議の存在の有無について裁判所が判断する前述の当該株主による3つの裁判の帰趨及び進捗に鑑み、継続審議とするしております。

このような状況下で、今般、当該株主は、当社に対して、「本臨時株主総会招集請求の内容に矛盾点はない」と主張し、当社が株主総会を招集しない理由は何もないとして、同年9月2日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行ったものです。

2. 本申立てがなされた裁判所及び年月日

- (1) 本申立てがなされた裁判所 東京地方裁判所
- (2) 本申立てがなされた年月日 平成26年9月2日

3. 本申立てをした株主の概要

- (1) 氏 名 上田 和彦
- (2) 住 所 東京都渋谷区

- (1) 名 称 ロイヤル観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 瀬川 洋幸

- (1) 名 称 東拓観光有限会社
- (2) 本 店 所 在 地 広島県広島市中区広瀬北町3番36号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 山田 孝義

4. 本申立ての内容

「ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社（本店 東京都港区南青山一丁目11番45号）」の下記の決議を目的とする株主総会を申立人において招集することを許可する。」との裁判を求める。

記

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社取締役小松裕介、同浅利睦男、同高木章、同山田有宏及び同山口英子の解任並びに取締役6名選任

5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、対応してまいります。

以 上